



令和 6 年 8 月 5 日

三重労働局長 殿

三重地方最低賃金審議会
会長 安井 広伸

三重県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 7 月 16 日付け三労発基 0716 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータと比較したところ、令和 4 年 10 月 1 日発効の三重県最低賃金（時間額 933 円）は令和 4 年度の三重県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。



三重県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

三重県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る地域別最低賃金額

1 時間 1,023 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 6 年 10 月 1 日

三重県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 三重県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 933 円
- (3) 発 効 日 令和 4 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 4 年度
- (3) 生活保護水準（令和 4 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の三重県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,548 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると三重県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

933 円（三重県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）
×0.807（可処分所得の総所得に対する比率※）＝130,859 円

※ 令和 6 年度中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会で配付された資料 No2「生活保護と最低賃金」に示された比率。